

議 第 二 号

栃木県議会委員会条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会会議規則第十五条の規定により提出します。

平成十九年二月二十日

提出者 栃木県議会議員

高	手	菅	郡	小	吉	佐	小	島	大
橋	塚	谷	司	瀧	沼	藤	高	田	島
文	功	文	信	正	猛	文	和		
吉	一	利	彰	光	夫	榮	男	男	郎

栃木県議会議長 阿久津 憲 二 様

栃木県条例第 号

栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例

栃木県議会委員会条例（昭和三十七年栃木県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「総務企画委員会」を「県政経営委員会」に、「総務部、企画部、出納局」を「総合政策部、経営管理部、会計局」に改め、同条第二号中「厚生環境委員会」を「生活保健福祉委員会」に、「生活環境部」を「県民生活部」に改め、同条第三号中「農林委員会」を「農林環境委員会」に、「九人」を「八人」に、「農務部、林務部」を「環境森林部、農政部」

に改め、同条第四号中「九人」を「八人」に、「商工労働観光部」を「産業労働観光部」に改め、同条第五号中「土木委員会」を「県土整備委員会」に、「九人」を「八人」に、「土木部」を「県土整備部」に改め、同条第六号中「九人」を「八人」に改める。

第三条第一項中「一年」を「選任の日から翌年の最初に招集される定例会の閉会の日の前日まで」に改める。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第五条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定より委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第十一条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第十一条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成十五年四月十三日に行われた一般選挙により選挙された栃木県議会の議員の任期が満了する日までの間における常任委員会の名称、委員の定数及び所管については、改正後の第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。